

九州大学大学院理学研究院等動物実験委員会内規

(設置)

第1条 九州大学大学院理学研究院、大学院理学府及び理学部（以下「理学研究院等」という。）に、九州大学動物実験規則（平成26年度九大規則第129号。以下「規則」という。）第8条及び九州大学動物実験委員会規程（平成16年度九大規程第195号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、九州大学大学院理学研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画及び承認を得た動物実験計画の変更について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、事前審査を行い、その結果を、理学研究院等の長（以下「理学研究院長」という。）に報告すること。
- (2) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に配慮すること。
- (3) 動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の経緯、事後の処理等について、理学研究院長に報告すること。
- (4) 動物実験の実施について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、自己点検・評価を行い、その結果を、理学研究院長及び九州大学動物実験委員会に報告すること。
- (5) その他理学研究院等における適切な実験動物の飼養保管及び動物実験等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理学研究院長
- (2) 理学研究院長が指名する者
- (3) 規則第9条に規定する理学研究院等の部局動物実験主任者
- (4) 生物科学部門の教員から選ばれた者 2人（うち1人は教授とする。）
- (5) 化学部門の教員から選ばれた者 1人
- (6) その他委員会が必要と認める者 若干人

2 前項第3号の委員は、生物科学部門の教授又は准教授のうちから理学研究院長が指名し、九州大学動物実験委員会委員を兼ねるものとする。

3 前項第4号から第6号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 委員は、理学研究院長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理学研究院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会に副委員長を置き、理学研究院長が指名する者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(動物実験等の事前審査)

第7条 委員会は、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に基づき、速やかに、事前審査を開始しなければならない。

2 委員は、自ら動物実験責任者となる計画の事前審査に加わることができない。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、理学部等総務課研究支援係において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この内規は、平成21年10月1日から施行する。

2 この内規の施行の際、現に九州大学大学院理学研究院等安全委員会内規(平成16年4月1日施行。以下「旧規則」という。)に基づき委員に任命されている者は、この規則の相当規定に基づき任命されたものとみなし、第3条第1項第3号から第5号の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 九州大学大学院理学研究院、大学院理学府及び理学部における動物実験指針(平成16年4月1日)、動物実験の審査に関する申し合わせは廃止する。

附 則

この内規は、平成22年9月8日から施行し、平成22年7月16日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年7月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和2年7月8日から施行する。